

まちづくり環境委員会 令和3年9月29日
環境清掃部 資料5番
所管 清掃事業課

廃棄物運搬請負業者の違法行為について

区が収集するごみを運搬する清掃車の運転手が、業務中に薬物使用（の疑い）により道路交通法違反（駐車違反）を起こすという事案が発生した。本件の経緯及び対応等については、以下のとおりである。

- 1 発生日
令和3年6月28日（月）午前中
- 2 発生場所
大田区久が原2-15-1 久が原バス通り
- 3 当該業者・運転手
区の廃棄物運搬請負契約の受託事業者（以下「A社」という。）の運転手（派遣社員）
- 4 経過
 - ・当該運転手は、清掃工場搬入途中、上記場所の2車線公道中央付近に清掃車を放置したまま、車両を離れた。その後、110番通報により池上警察署が現地に到着し、現場対応にあたった。
 - ・当日昼過ぎ、清掃事務所職員が事務所付近で、ふらつきながら歩く当該運転手を確認。その後、当該運転手は体調不良のまま徒歩で清掃事務所に来所し、大森日赤病院に救急搬送された。
 - ・病院での検査・治療後、当該運転手は池上警察署に身柄を拘束された。
- 5 区の対応
 - (1) 当該運転手は大麻取締法違反で起訴され、9月9日（木）に本件に関する第一回公判が行われた。区としては、公判を通じて事実関係を把握していく。
 - (2) A社に対し、本件に関する報告を継続的に行うこと、再発防止に向けて速やかに取り組むことを要請した。
 - (3) A社が加盟する（一社）東京環境保全協会に対し、本件に関する見解及び再発防止策を文書で回答するよう要請した。